

令和4年度第3回 白井市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和4年11月17日（木）午後3時から午後4時27分まで
- 2 開催場所 白井市役所 東庁舎1階 会議室101
- 3 出席者 松本千代子会長、武藤栄子副会長、岡野成幸委員、中世恵子委員、
稲田忍委員、北田岳彦委員、瀬嵐康之委員、菊地秀樹委員、
伊藤菜穂美委員
- 4 欠席者 櫻井文明委員
※櫻井委員からは事前の連絡あり
- 5 事務局 山下副市長、佐藤健康子ども部長、保険年金課 榎谷課長、國松保険税
係長、近藤保険年金係長
- 6 傍聴者 0名
- 7 議題 (1) 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
(第2号) (案) について
(2) 白井市国民健康保険税の見直しについて
- 8 議 事

事務局 定刻となりましたので、令和4年度第3回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

会議の開催にあたりまして、松本千代子会長からごあいさつを申し上げます。

(松本会長あいさつ)

事務局 ありがとうございました。

続きまして、山下副市長からごあいさつをお願いいたします。

(山下副市長あいさつ)

事務局 ありがとうございました。

このあと、山下副市長は、所用のため、退席させていただきます。よろしくお
願いいたします

(山下副市長退席)

事務局 それでは、これより会議に移らせていただきます。

本日の会議は、櫻井委員が欠席との御連絡を頂いております。本日の出席委員は9名で、委員の半数以上でございますので、白井市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により会議が成立することを申し添えます。

また、会議は、同規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、これ以降は会長が議事進行を行わせていただきます。

なお、事前に頂きました質問につきましては、本日お配りしました資料の中で回答をさせていただきましたが、議題に関連するものについては、各議題の御説明の中でも御回答いたします。

それでは、松本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより議事を進めたいと思います。

円滑な議事進行について、皆様の御協力のほどよろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、原則公開となっておりますので、御了承いただきたいと思います。

なお、傍聴の受入れについては、先着5名が基本とさせていただいております。それでは、傍聴の方がいらっしゃいましたら、どうぞ。

事務局 いらっしゃいません。

議長 では、いらっしゃらないみたいなので、進行させていただきます。

○議題1 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）（案）
について

議長 それでは、議題1、令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）（案）について、資料により説明。事前に委員からの質問はなし。）

議長 ありがとうございます。

今、事務局から説明がありましたが、何か質問、また御意見等ございましたら

ら、よろしく申し上げます。

質問ありませんか。

質問がございませんので、これより採決にさせていただきます。

議題1について承認する方は挙手をお願いします。

(賛成全員)

議 長 全員です。ありがとうございます。

それでは、議題1、令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)(案)について、原案のとおり全員承認させていただきましたので、決定いたしました。

以上で議題1、令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)(案)について終了させていただきます。

○議題2 白井市国民健康保険税の見直しについて

議 長 次に、議題2、白井市国民健康保険税の見直しについて。これも事務局から説明をお願いします。

事務局 (白井市国民健康保険税の見直しについて、資料により説明)

以上で議題2についての説明を終わりますが、委員の皆様には、今の説明を踏まえ、保険税率の方式について、保険税率の見直し時期について御意見を頂きたいと思っております。12月上旬に今回の会議の議事録の確認を委員の皆様にご送付させていただく予定ですが、それと併せて文書による照会をしますので、御意見をお願いいたします。

事務局 それでは、議題2につきましては、事前に委員から質問を頂いておりますので、ここで回答させていただきます。

それでは、委員からの質問に対する回答をご覧ください。

まず、一つ目、国保会計の収支等の推移について。資料の6ページから8ページの関連についての質問です。

保険税推計の際に使用した被保険者数と保険税収納率の推計値を教えてください。

また、保険給付費が減少したのち増加していますが、その理由を教えてください。

い。

その回答ですが、保険税推計の際、使用した被保険者数と保険税収納率の推計値については、回答の3枚目にある国民健康保険税見込（現年分）のとおりとなります。

算出方法は、100円未満を切り捨てた1人当たり調定額に被保険者数を掛けて調定額を出し、徴収率92%を掛けまして算出のうえ推計しています。

また、保険給付費については、令和4年度は9月の市議会定例会で補正した現計予算額、令和5年度は、今時点での当初予算の計上見込で算出していることが要因であり、6年度以降については、約2%の伸びを考慮して算出しています。

二つ目、資料の11ページ関連ですが、保険料の算定方式の検討についての質問です。

1点目、新型コロナウイルス感染症の影響や不安定な物価動向等、今後、社会経済の状況が大きく見通せない中では、保険税率算定方式見直しにより負担が増加する被保険者の理解を得ることは大変だと思いますが、算定方式見直しの検討結果は、今後どのように集約されていくのでしょうか。

その回答ですが、このたびの諮問は、当運営協議会において検討し、その結果は、答申として市長に提出します。この答申内容も踏まえて、最終的な見直しの方針を決定します。

2点目、令和12年度までの実現を目指す「保険料水準の統一」とは、後期高齢者医療制度のように県内どこに住んでいても同じ所得・世帯構成なら保険料が同じになるという理解でいいのでしょうか。

その回答ですが、「保険料水準の統一」とは、質問をいただいた委員のお見込みのとおり、被保険者の所得と世帯構成が同じであれば、県内どこに住んでいても同じ保険料になるというものです。

国民健康保険料（税）は、平成30年の広域化に伴い、市町村が個別に推計し決定していたものが、都道府県が算定した標準保険料（税）率を参考に市町村が決定する方法に変わりました。

これに伴い、厚生労働省が定めた都道府県国民健康保険運営方針策定要領の中では、保険料率については、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることを留意しつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指すこと。都道府県は、県内の市町村との間で、保険料水準の統一に向けた議論を深めることとされております。

また、令和3年度の国民健康保険法の改正により、都道府県が策定する次期、国民健康保険運営方針、これは令和6年度から12年度までの6年間になります。

すが、ここに保険料水準の統一について記載することが義務づけられました。

三つ目、資料の13ページの関連ですが、保険税の見直し時期と定期的な見直しの実施についての質問です。

県が保険給付費変動の増加リスク軽減の財政安定化基金を設置し、市町村の保険料水準が統一されるという流れの中で、市の財政調整基金もこれまでと違った運用が求められてくると思います。今後、検討していくことも必要かと思えますという質問を頂きました。

その回答ですが、広域化に伴い、国民健康保険事業費納付金の財源として保険税を充てるなど、国保税政の運営が変化してきていることから、財政調整基金の運用について検討することは必要であることを認識しています。

以上で説明と質問に対する回答を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

今、事務局から説明がありましたが、何か質問、意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

どなたかございませんか。

委員 8ページの①白井市の現行方式により算定する標準保険料率の部分で、歳入がある程度減ってくるのは、それは財政調整基金繰入金が減るからということなのですか。令和5年から6年の見込額が大幅に減っているが、これはそんな感じだと思うのですが。歳出も、令和5年と6年の見込みで、令和6年から、60億ちょっとから56億に減るのですが、これは何か理由があるのですか。

事務局 令和4年度と5年度につきましては、4年度については今の現計予算で、5年度については当初予算の計上見込で算出しています。予算は、一つの年度で実施するものをすべて見込んで計上しますので、こちらについては、多少見込みが多くなっているという変なのですけれども、多少見込みを上げて推計しています。6年度につきましては、過去の状況等を見込んで、予算のベースを見込みながら推計していますので、そこで差が出ていると思います。

委員 これは人口動態の変化を予測してというわけでもない。

事務局 人口動態の変化はきちんと見て推計しています。

議長 ほかの方、どなたかございませんか。

委員 参考までに伺いたいのですが、現在の人口は6万2,000人ぐらいですが、令和12年度の初め、白井市の人口は何人ぐらいで推計しているのですか。

事務局 今、手元に持ち合わせていないので、後ほど文書にて回答します。

議長 今、事務局からありましたが、後日文書でもってということによろしいですか。

委員 文章でなくて口頭での回答で構いませんので。次回でも結構です。

議長 ほかに、どなたかございませんか。

委員 算定方式の見直しとは、4ページと5ページで、白井市の比較で見ると、②の医療分3方式、このほうが全体の調定額が①よりも3,500万円ほど低くなって算定されていますが、これは白井市でやれば、こういうふうになるということ。ほかの53市町村でそれぞれ計算した場合には、結果的に①でも、②でも、県としては総額は同じになるということですか。

事務局 標準保険料率については、県が市町村ごとに税率税額を算出していますので、市町村ごとによって税額税率等というのは変わります。

委員 結果的にどちらかに統一されたとしても、①であっても、②であっても、全体としては、県としては額は変わらないということですか。保険料は統一していくのですよね、最終的に。

事務局 保険料水準の統一なのですが、令和6年から令和12年の間に、県の運営方針の中で検討していくということなので、詳細はまだ何も出ていません。

市町村によって、3方式、4方式を採用しているところもありますので、それも踏まえて、県が検討していくと思います。

事務局 必ずしも、令和12年度に保険料を統一するというわけではないと思います。

あくまでも、運営方針に盛り込むということなので、その運営方針に盛り込んでどうするかということは、まだ出ておりません。

委員 では、その先の保険料水準を統一するとかという話が出ていますが、それも運営方針に盛り込んでいるだけで、実際にそういう対応を市町村に求めているというわけではないのですか。

事務局 そういうものではありません。

委員 分かりました。

あと1点だけ、方式の違いによって、令和12年度までの見込を出したうえで、保険料の推移というのが出ていますが、これは当然、納付金の要求額というのは違わないとおかしいんじゃないかと思いますが、その辺は同一の見込みでやられたのですか。

事務局 納付金については、算定方法はありますが、今回の推移については、過去の納付金のベースに合わせて被保険者数に応じて推計しています。

議長 ほかにどなたか。

委員 資料の10ページですが、世帯所得500万円の世帯の増加率が高く、世帯所得の高い世帯でも税額が減少するケースがあるということで、ちょっとずるいなという感覚があります。低所得者層からすると、瘤に障る部分であり、そこは見直したほうがいいのではないのですか。

事務局 限度額の設定という部分ではありますが、税率を上げることにより、今まで限度額に達していなかった世帯も限度額に達していくところもあり、試算の結果、傾向として、高所得の世帯ほど高くなるわけではないことが分かりました。

国も、所得が中間層の世帯に対して、保険料が負担にならないように限度額を引き上げないなどの措置は取っていますが、委員もおっしゃるように、ある程度考えていかなければならないと思います。

それを踏まえると、県が推奨している全て2方式の場合ですと、傾向として、世帯人数が多くなればなるほど被保険者均等割が高くなるので、その分、低所得世帯だと軽減を受けても増額になることがあるので。2方式の場合、世帯の人数が多ければ多いほど、所得が少なければ少ないほど、増加率が高くなるという傾向があるので、その辺を考慮していなければいけないと思います。

ただ一つ言えるのは、県は、全て2方式の賦課を推奨しているので、〇〇委員のおっしゃっていた標準保険料の統一という話になってくると、どうなってく

るのかというところはあるので、その辺も県は慎重にやっていくと思います。

議長 どなたかございませんか。

ほかにどなたかございますか。

ほかに質問がないようでしたら、終了させていただきたいのですけれども。ないですか。

以上で議題2、白井市国民健康保険税の見直しについて終了させていただきます。ありがとうございました。

これをもちまして、本日の事務局から提案されました議題について、議事は全て終了いたしました。事務局へお返しいたします。

事務局 松本会長、委員の皆様、お疲れさまでした。

最後に、次回運営協議会の開催について連絡させていただきます。

次回につきましては、来年1月26日または2月2日の開催を予定しております。時間は午後3時からの開催となります。開催日時の詳細につきましては、後日改めて調整させていただきたいと考えております。

次回の議題としましては、令和4年度3月補正予算、令和5年度当初予算、引き続きまして、国民健康保険税の見直しに関する事項になると思われま

事務局 事務局から、改めてお話しさせていただきます。

説明の中でも申し上げましたが、改めて今回の保険税の見直しについて、今回の説明を踏まえて御意見を頂きたいと思っておりますので、12月上旬頃に、議事録の確認と合わせて照会させていただきますので、御意見を頂きたいと思

事務局 今の話については、通知が届くと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。長時間、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

使用した資料

- ① 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）（案）について
- ② 白井市国民健康保険税の見直しについて
- ③ 別添資料「現行との税額比較表」
- ④ パンフレット「令和4年度 これだけは知っておきたいあなたの保険税」